

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
平成 29 年 6 月 22 日	
愛 知 県 知 事 殿	
提出者	
住 所 愛知県一宮市桜1丁目9番9号	
氏 名 社会医療法人 大雄会	
理事長 伊藤 伸一	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0586-72-1211	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名 称	社会医療法人大雄会 大雄会第一病院
事業場の所在 地	愛知県一宮市羽衣1丁目6番12号
計画期 間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種 類	医療保健業
②事業の規 模	132 床
③従業員 数	284 名

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	○医療器具等を購入し患者様への治療の過程で使用し廃棄 感染性廃棄物 収集運搬〈委託：中部メディカル有限公司〉 ↓ 焼 却〈委託：株式会社ワトワメディカル、株式会社トヨキン〉 ↓ 焼却残さは管理型処分場に埋め立て処分〈委託：豊田加茂環境整備公社〉 〈委託：愛知臨海環境整備センター〉
---------------------	---

（日本工業規格 A列4番）

（第2面）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
（管理体制図） 医療廃棄物処理委員会 ↓ 担当副院長（特別管理産業廃棄物管理責任者） — 委員長（医師） — 委員（医師、看護師、コメディカル、事務員） — （特別管理産業廃棄物廃棄責任者）			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
1 現状	【前年度（平成 28年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	排出 量	146.37 t	t
	（これまでに実施した取組） 感染性廃棄物にリサイクルできる非感染性廃棄物が混入しないように注意する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	

		排出 量	140 t	t
		(今後実施する予定の取組) 処理費用だけでなく優良認定処理業者等、国の施策にあった業者選定も視野に入れていく。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項				
	①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物にリサイクルできる非感染性廃棄物が混入しないように注意する。		
	②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組みの徹底。		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		

		自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
		(これまでに実施した取組)		
	②計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
①現状	【前年度（平成 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t		t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t		t

		(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
1 現状	【前年度（平成 28 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物		
	全処理委託 量	146.37 t		t
	優良認定処理業者への 処理委託 量	48.69 t		t
	再生利用業者への 処理委託 量	t		t
	認定熱回収業者への 処理委託 量	t		t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託 量	t		t
	(これまでに実施した取組)			
	震災等、万が一の事態に備えて複数の中間処理業者と契約を結ぶ。			

(第 5 面)

②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物		
	全処理委託 量	140 t		t
	優良認定処理業者への 処理委託 量	140 t		t
	再生利用業者への 処理委託 量	t		t
	認定熱回収業者への 処理委託 量	t		t

		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託 量	t	t
		(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者等の情報を積極的に収集し、可能であれば国の施 策にあった業者選定を視野に入れる。		
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④ 欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分にに関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 14 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。